

面会制限の一部緩和について

令和2年11月10日

ご入居者ご関係各位殿

社会福祉法人 ウェルガーデン
ウェルガーデン松戸
施設長 川邊 成人

厚生労働省より高齢者施設に対し令和2年2月24日に面会制限の通知が発信され、それに基づく対応を取ってきたところです。10月15日に厚労省で現状を踏まえた面会について検討した結果、高齢者施設での大規模な集団感染が減少していることから、10月22日に地域の事情に応じ適切な感染予防対策を講じて面会制限を緩和すると発表がされました。

そこで当法人では、厚生労働省が取り纏めた具体的条件を全て取り入れ、11月16日(月)より面会、外出制限を一部緩和し下記のとおりとします。面会自体は【第2ステップ】への移行となりますが、オンライン面会も引続き実施して参ります。

記

- 1、面会場所が限られますので、事前に面会日と面会時間のご予約をお取り下さい。
特別な事情を除き、生活フロアー・ユニット内・居室には立ち入りできません。
- 2、面会場所は施設が指定した場所のみで衝立越しに実施して下さい。
- 3、面会前に必ず検温をお願いします。尚、当日37.0度を超える場合や直前2週間の間に発熱・咳・嗅覚異常等の体調不良があった方、更に入国制限がされている国から帰国後
2週間を経過していない方は面会をお断りさせていただきます。
- 4、感染リスク軽減のため、ご面会前に手指消毒とマスクを着用し（マスクは鼻と口を覆うよう正しく着用）、必ず1m以上の距離を確保して1回15分以内を目安として下さい。
- 5、一度の面会は2名以内にし、握手等のボディタッチはご遠慮ください。
- 6、面会緩和の条件の一つに可能な限り部外者のトイレ使用は控えることとされています。
ご不便をお掛けしますが、原則的にトイレ使用は控えて下さい。但し、必要な場合は専
用トイレをご案内しますので指定場所以外は使用を控えて下さい。
- 7、感染予防のため面会場所での飲食は禁止させていただきます。
- 8、体調に問題が無ければ20分程度の近隣への散歩を可能としますが、季節性感染症が流行する時期にもなりますので、必ず屋外でもマスクを着用し外での飲食や密な接近、スーパーやコンビニなど建物の出入りなどはしないようお願いします。

厚労省の条件が明確になりましたので、むしろ細かな条件が増えて大変申し訳ありません

んが、高齢者の場合万一の感染は重篤症状になるリスクが高いため、皆様の大切な方々をお守りするためにどうぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上